

Ⅱ. 認可申請手続き

1. 認可申請手続の流れ

	項 目	内 容
1	自治会等で認可申請の意思決定	要件（目的・区域・構成員・規約）や保有資産の確認を行い、法人格を取得するかを話し合います。
2	規約案や提出書類などの事前相談	申請方法や規約案、提出書類などについて、地域づくり支援課に事前相談
3	総会の開催 認可必要事項の可決	<認可必要事項> ①規約の改正 ②認可申請することの議決 ③構成員の確定 ④保有資産の確定 ⑤代表者の確定
4	認可申請書類の作成・提出	<提出書類> 8ページをご覧ください。 ①認可申請書 ②規約 ③認可申請することについて総会で議決したことを証する書類 ④構成員名簿 ⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類 ⑥申請者が代表者であることを証する書類
5	認可要件審査	認可要件を満たしているかどうかの書類審査を地域づくり支援課で行います。審査には2週間～1か月程度かかります。
6	地縁団体の認可・告示	認可要件を満たしていると確認され、市長による認可・告示を行います。
7	各種届出	市長の認可後、不動産登記や契約等が可能となります。また国税・府税・市税に関する届出を行います。

※告示された事項（代表者、事務所の所在地など）や規約に変更があれば、変更届出の手続きを行う必要があります。

2. 事前準備

まずは、認可申請をすることについて、自治会等の中でよく話し合いをして下さい。
地縁団体の認可を受けるためには、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請を行うかどうかの議決を行う必要があります。また、それ以外にも、申請に必要となる下記の重要事項を総会にて決定しておくことも必要です。

(1) 規約の決定

規約には次の事項を定めなければなりません。作成例（16ページ）を基に作成して下さい。規約案ができたら総会を開催する前に、地域づくり支援課と相談して下さい。

①目的

良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするために活動内容を出来るだけ具体的に定めて下さい。

②名称

特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないように注意して下さい。

③区域

区域は、住民にとって容易に特定できることが必要です。字名、地番、住居番号で表示して下さい。また、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いませんが、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できる資料を添付して下さい。

④事務所の所在地

事務所は、代表者の自宅、あるいは集会施設におくこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。

⑤構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有する個人は全て構成員となれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことが出来ない旨を必ず記載しなければなりません。

⑥代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。

⑦会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

⑧資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。

(2) 構成員の決定

認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付しますが、この名簿により相当数のものが構成員となっているかを判断します。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うことになっています。

(4) 不動産等の確定

保有または保有予定の資産を確定します。なお、認可申請には保有資産（保有予定含む）等の目録の添付は不要です。

3. 提出書類について

認可申請は、当該地縁団体の代表者が次の書類を地域づくり支援課に提出します。

(1) 認可申請書（23ページ様式第1号）

(2) 規約

※16ページの規約作成例を参照してください。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

（総会議事録の写しに、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの）

※21ページの議事録作成例を参照してください。

(4) 構成員名簿（24ページ様式第2号）

(5) 地域的な共同活動を行っていることを記載した書類

（自治会等で作成した事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

①代表者選出についての記載がある議事録で、議長及び議事録署名人の署名及び記名押印のあるもの。

②代表者になることについての承諾書（32ページ様式第11号）及び印鑑登録証明書

Ⅲ. 認可・告示

1. 認可・告示

自治会等から認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市長は速やかに認可し、告示を行います（告示までの期間は、2週間～1カ月程度かかります）。

この告示は、法人登記と同様の効果を持ち、法務局への法人登記は必要ありません。

- 【告示事項】①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所 ⑤代表者の氏名及び住所
⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任有無
⑦代理人の有無 ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由 ⑨認可年月日